

財団法人 全国療術研究財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人全国療術研究財団と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区飯田橋1丁目5番7号におく。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、療術に関する総合的な調査、研究を行うとともに、療術業務の適正化を図ることにより、国民の健康福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 療術の有効性、安全性に関する医学的研究に関する事業
- (2) 療術の適正利用の普及に関する事業
- (3) 療術の技能向上のための研修及び研修修了の認定に関する事業
- (4) 療術に関する資料、情報の収集に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる果実
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れるか、確実な信託会社に信託するか、又は国債、公債等確実な方法で保管しなければならない。
(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第 14 条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類別)

第16条 この法人に次の役員をおく。

理事 10名以上15名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、各1名を理事長、副理事長及び常務理事とする。

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を掌理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長の命を受け、この法人の日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の場合、理事会及び評議員会において、それぞれ議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び氏名

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決の委任者については、その旨を附記すること）

(4) 開催目的、審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員30名以上45名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第17条第4項、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事

項について審議し、助言する。

- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第6章 事務局

(設置)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第34条 この法人は、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数4分の3以上の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数4分の3以上の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散のときに存する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数4分の3以上の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附

するものとする。

第8章 補 則

(委 任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算書は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず昭和65年3月31日までとする。

附 則 (一部改正)

- 1 この寄附行為は、平成3年4月10日から施行する。

附 則 (一部改正)

- 1 この寄附行為は、平成13年5月15日から施行する。

附 則 (一部改正)

- 1 この寄附行為は、平成14年8月7日から施行する。

附 則 (一部改正)

- 1 この寄附行為は、平成21年3月31日から施行する。